

## 鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和3年12月17日（金曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後2時19分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 椋田 昇一 副委員長 浅野 博文 委員 金田 靖典、加藤 茂樹、足立 考史 魚崎 勇、上田 孝春、寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	加嶋 辰史、伊藤 幾子		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子	議事係主任	萩原真智子
出席説明員	<p><b>【福祉部】</b></p> 福祉部長 竹間 恭子      次長兼地域福祉課長 梶 和浩 地域福祉課課長補佐 山根 径      地域福祉課指導監査室長 山内 健 地域福祉課指導監査室長補佐 山形 孝史      次長兼長寿社会課長 奥村上雅浩 長寿社会課課長補佐 植田 修三      障がい福祉課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 霜村 俊二      生活福祉課長 栢谷 承文 生活福祉課課長補佐 有田 博      次長兼保険年金課長 藏増 祐子 保険年金課医療費適正化推進室長 光浪佐紀子      保険年金課課長補佐 田渕 康修		
	<p><b>【健康子ども部】</b></p> 健康子ども部長 橋本 浩之      次長兼子ども家庭課長 山下 宣之 子ども家庭課課長補佐 入江 竜生      子ども家庭相談センター所長 田中 隆志 子ども家庭相談センター所長補佐 梶 晶子      子ども発達支援センター所長 須崎ひとみ 子ども発達支援センター所長補佐 平戸 由美      鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏      保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健所次長兼保健医療課長 大塚 月子      保健医療課課長補佐 竹内 大 保健所次長兼健康・子育て推進課長 小野澤裕子      健康・子育て推進課健診推進室長 藤木 尚子 健康・子育て推進課課長補佐 小宮 覚      生活安全課長 山根 一城 生活安全課課長補佐 岡部 孝志		
	<p><b>【市立病院】</b></p> 病院事業管理者 平野 文弘      副院長兼事務局長 小林 俊樹 経営改革室長 波多野 哲      事務局総務課長 松田 真治 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司      事務局医事課長 網谷 憲治 事務局医事課課長補佐 金山 浩子		
傍 聴 者	1人		

会議に付した事件	別紙のとおり
----------	--------

午前9時59分 開会

**【市立病院】**

◆**棕田昇一委員長** ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。

本日の日程ですが、まず、市立病院の議案審査、その他の報告、続いて福祉部の議案審査、最後に健康こども部の議案審査、陳情審査という流れとしておりますのでよろしくお願い致します。それでは市立病院の議案説明に入ります前に、平野病院事業管理者より御挨拶をいただきたいと思ひます。

○**平野文弘病院事業管理者** おはようございます。せんだって議案第152号ということで、市立病院のほうの補正予算、説明をさせていただきました。本日はその説明に対する質問等がございましたら、できるだけ分かりやすく回答させていただきたいと思っております。それともう1点、その他の報告ということで、当院、市立病院の今後の診療体制についてということで資料お渡ししておるかと思ひます。1点としましては手術支援ロボットを使用した手術の導入についてということ、それからもう1点は当院産婦人科の診療についてちょっと一部休止せざるを得ん状況にちょっと追い込まれておるといふ状況についての説明でございます。よろしくお願ひいたします。

**議案第152号令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）**

◆**棕田昇一委員長** それでは議案審査に入ります。説明については、先ほど管理者の御挨拶にもありましたが、前回の委員会で既にいただいております。それでは議案第152号令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑ございますでしょうか。金田委員。

◆**金田靖典委員** 直接的にこの補正の中身っていうのを、予算全体のところでちょっと教えてください。去年、コロナの関係で病床した場合にその補助がたしか出たと思うんですけど、今年も多分幾らか、あるいは何月分までを確定か、それともまだ確定していないのか教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 小林副院長。

○**小林俊樹副院長兼事務局長** はい。副院長の小林です。病床を休止することに対する交付金補助が出ていまして、今年度は一応12月までが正式に確保してくださいという通知が出ていまして、あと、2月まで延長するというので、正式な通知はまだ来てないですけども、2月まで延長するというので県から要請が来ています。それで、内容としては1病床休止することに7万1,000円ということですと来ましたがけれども、新聞記事等でもいろいろあるように出し過ぎなんじゃないかという話もありまして、1月1日からちょっと運用が変わりまして、県内の確保病床の稼働率の7割を下回る場合は減額をするということで、1病床当たり5万円ということになることとなります。ですので、今ずっとコロナ陽性者出ていまして、どの病院

もゼロということなのですが、これが患者が入り始めると県平均の7割を下回らないような運用をしていかないと7万1,000円ではなくなるという状況になっています。総額としては既に昨年以上金額が入っておりますので、経常収支的には補助金の面でいうと昨年より改善するということがほぼ決まっています。はい。そういう状況です。

◆金田靖典委員 分かりました。ありがとうございました。

◆椋田昇一委員長 そのほか、委員の方で質疑ございますか。よろしいですか。それでは以上で質疑を終了いたします。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆椋田昇一委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第152号令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆椋田昇一委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

#### 今後の診療体制について（説明・質疑）

◆椋田昇一委員長 それではその他の報告に入ります。今後の診療体制について、執行部説明をお願いいたします。松田課長。

○松田真治事務局総務課長 はい。総務課長松田でございます。お手元の資料ですね、画面の方もいらっしゃると思いますけども、鳥取市立病院の今後の診療体制についてという資料でございます。2ページの資料でございます。

まず、2点報告をさせていただきたいと思っております。1点目が手術支援ロボットを使用した手術の開始ということで、今後の見通しについて御報告を申し上げます。御承知のとおりかと思っておりますけども、今回導入いたしました手術支援ロボット、特徴としましては記載のとおりですけども、モニターで鮮明な拡大画像を見ながら執刀医が操作機器を使って遠隔で手術ができるということで、ロボットのアームについている専用カメラや鉗子を操作し、より精密に短時間で低侵襲の手術を行うことが可能となるということで、第1には患者様の身体負担を大きく軽減することができるというメリットがございます。

（2）ですけども、今回導入する機種ですけども、ダヴィンチ Xi ということで、ダヴィンチというロボットの中でも上位機種に当たります。導入日は12月5日ということで納品になっております。それで少し触れましたが、導入のメリットとしましては人間の手より大きな稼動域を持つということで、より複雑かつ繊細な動きを要する手術ができると。2つ目のポツですけども、術者の手ぶれを補正するというので、より自然な動きで手術を行うことが可能だと。それから3つ目ですけども、術後の傷口が小さくて出血や傷みが少ないということで、患者様の負担を軽減するということがあります。それからロボット手術の領域が徐々に保険診療の適用が広がっておりまして、今後も様々な外科手術に広がっていくものと考えられますので、手術支援ロボットの導入、今しておくということは将来の患者確保の上で非常に強力なツールに

なるだろうという予測もあります。あと、医師確保の面でもこういったロボットがあるということで、先生方により来ていただけるのではないかと期待もございます。それから当院の場合、体外衝撃波結石破砕装置というメスを入れなくても衝撃波で結石を破砕するような装置を持っておりまして、これとホルミウムレーザー、これもレーザーによる低侵襲の手術のレーザーですけども、これに加えましてこのロボットが3つそろうというのは東部でもうちだけになりますので、当院の泌尿器科のさらなる充実した治療環境が確保できるというメリットがございます。

それで当面ですけども、まず、泌尿器科領域からロボットを活用していくことにしておりまして、当面は前立腺がんの手術に使用していく予定でございます。今後、腎臓がんであるとか、骨盤臓器脱の手術なんかに拡大していこうというふうに考えております。

それで（5）ですけども、当院の泌尿器のドクターで、ロボット手術の執刀経験があつて指導員の資格を既に持つておるドクターが、これも長期でいていただける見込みのあるドクターですので、このドクターを中心に泌尿器科のほうで早期に開始できる体制を既に整つておるといふ状況でございます。

（6）ですけど、今後のスケジュールとしましては12月26日に御案内の内覧会を実施いたしまして、その終了後に高校生の医療体験会というものを開催する予定にしております。それからロボット手術の体制が整つたということ泌尿器科の医師が、もう既に今年度に入りまして精力的に医師が開業医に出向いてPRをしておりますけども、さらに開業医訪問加えまして症例を御紹介していただくように活動していく予定でございます。それから最初の症例までに手術室の看護師や臨床工学技士のテクニカルトレーニングを実施しまして、そのトレーニングが終了後に、2月に入りましてから最初の症例の手術を実施するという予定にしております。

1点目は以上でございます。

それから続けて、委員長行かせていただきます。

◆**棕田昇一委員長** はい。

○**松田真治事務局総務課長** 2点目ですけども、2ページ目になります。当院産婦人科の一部診療休止見込みということで御報告させていただきます。休止の時期と書いておりますけど、来年度、令和4年4月1日からということで、休止の経緯ですけども、背景には医師の働き方改革とか、産科の医師の待機体制がかなり、365日24時間というようなところもあつて、人員が集約、産科医師の不足から人員を集約して対応しないといけないというふうな全国的なこの背景がありまして、岡大の産婦人科の医局のほうから、当院の派遣中の医師1名を令和4年4月に県外のほかの病院に異動させるという決定をされました。それで、今、常勤医師2名体制で産婦人科をやっております、あと、非常勤の先生に応援に来ていただいてやっておりますんですけども、これによりまして当院の常勤医師が1名になるということがあつて、これまでどおりの産婦人科の継続が非常に困難な状況になるということでございます。それで年度内に産婦人科医の確保ができない場合、産科医療のほうのうちの以下について書いておりますけど、分娩と妊婦健診、この業務ができなくなるということで休止をせざるを得ないというふうに考えています。

それで（４）ですけれども、産婦人科の中でも婦人科領域についてはこれまでどおり常勤1名がおりますので診療が継続できるんですけども、産科の部分については助産師の外来と、これは産後ケアであるとか、産後相談、それから育児相談、母乳外来といったものは継続をいたしますと。それから産後2週間健診と、鳥取市と岩美町で契約してやっております母子ショートステイ、こういったものは継続して実施は産科の分野でもできるというふうに考えております。継続する方針でございます。

（５）ですけれども、産科医療継続に向けての取組ということで、岡大の方針が決定されて以降、それぞれ各大学に出向いて派遣要請をいたしております。岡山大学にも改めて管理者と病院長とで訪問して派遣要請をしたり、当然ながら川崎医科大学であるとか、鳥大とか、そういったところも直接出向いて派遣の要請をいたしております。いずれの大学も事情は同じでして、医局医の不足という理由から難しいというふうな回答を得ておるという状況です。それであと、民間の派遣会社ですね、紹介会社といいますか、そういったところも求人を出しております、有料でかなり紹介料も高額になるんですけど、そういったところも含めて確保に動いておるわけですけど、今のところ紹介に至っていないという状況でございます。

それで（６）ですけど、東部圏域の出産への影響ということで、当院の分娩自体が症例がかなり減っておるとというのが実情でございます、それも岡大のほうの派遣医師の引揚げにもつながっている部分でありますけれども、東部医療圏の分娩数のうち、当院の占める割合というのは3～5%ということで、昨年度も58件ですか、分娩が、というような状況でございます。それで東部圏域で出産を扱う他の医療機関が中央病院と日赤と2病院あるのと、開業医の部分では鳥取産院、みやもと産婦人科医院、タグチIVFレディースクリニック、それから新しいところでさくらレディースクリニックというようなどころがかなりの分娩のウェートを占めておりますので、当院が分娩を中止したというところで妊婦さんの出産する医療機関というのを探すのに困るという状況は生じないものとは思いますが、異常分娩であるとか、そういった救急の対応については中央病院と日赤病院が担っていくということになるものと考えられますということです。

鋭意、今後も産科の医師の確保については努力はいたしますが、今の状況であれば4月の休止はやむを得ないというふうに判断しておるところでございます。報告は以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。よろしいですか。金田委員。

◆**金田靖典委員** 2,000件ぐらいね、入院件数が去年あったんですけども、産婦人科の。違います。一昨年2,000ぐらいで、去年というか、2020年が1,800幾らで、2019年が2,000件ぐらい入院件数がありまして、経営的にはどれぐらいの影響が出るのかなと思ひまして、教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 小林副院長。

○**小林俊樹副院長兼事務局長** はい。副院長小林です。先ほど松田総務課長のほうも説明しましたけれども、分娩そのものはものすごく減ってしまひて、以前500とか400、年間にありましたけれども、10年前、私がいた頃に、既に200を割るかどうかという状況になってしまひて、

去年久しぶりに帰ってみたら50というようなレベルに激減をしています。ですので、産科に関して言えば、既に不採算医療になっていまして、収益は全く出ていないという状況なので、経営的なダメージというのは実はありません。ですので、そういう部分ではないんですけども、やっぱり公立病院として産科がないというところがやはり残念だということがあるんですけども、経営面ではあまり影響はないという状況です。

◆**棕田昇一委員長** もし、発言があれば手を挙げて。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。分かりました。ただ、小児科もあるそういう一連の流れから考えるとやっぱり体制的には非常に痛いのは痛いですよ、総合病院とすればね、というのは思いでした。見たら、入院件数が元年度は1,855で2年度は2,174かな。ごめんなさい。逆だ。2,174が元年度で、2年度が1,855でした、トータルでね。はい。分かりました。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。足立委員。

◆**足立考史委員** はい。足立です。ダヴィンチの執刀医、泌尿器ドクターということですが、普通の外科医とか、そういう先生は使われないんですか。

◆**棕田昇一委員長** 小林副院長。

○**小林俊樹副院長兼事務局長** はい。副院長小林です。ダヴィンチを使うには、一応条件というか、いろんなことが必要になってきまして、まず、例えばこの前立腺がんの手術をするのであれば、今までの手術のやり方で前立腺がんの一定の症例数の手術をまずやっていなければいけないということがありまして、次にこのロボットを使うための、まずシミュレーターとかで訓練をしまして、その後、最後は豚とかを使って、実際にロボットを使って手術をしてみるという一連のトレーニングを指定された施設で受けなければいけないということがあります。その上で、実際に病院で手術をする際にちょっとプロクターという言葉で指導医という言葉で使っていますけども、既に資格を、指導医になっているプロクターを呼びまして何症例か一緒に手術をしてもらわなきゃいけないというようなことがあって、そういう条件をクリアしていくというのがまず執刀できる医師を養成することにおいては大変な部分があります。それで、その上でロボット手術を実施していくには、例えばこの泌尿器の前立腺がんを手術しようとするとなん年20という数を必ずこなさなければ保険適用にならないとか、膀胱がんだったら年間5例だったですかね、そういう手術を毎年コンスタントにやらなければいけないということがあるので、その指導、執刀できる医師を養成した上で症例数が確保できる分野に限るということがあって、その上でそれが保険適用になっているというようなこともありまして、当院のその症例数とかいろんなものを考えると、泌尿器からスタートするのが一番適しているということがあって、その後、外科の一部の領域等で症例が足りそうなところもあつたりするんですけど、次の問題としては執刀医をつくれるかどうかということがありますが、そういう段取りを踏んでいく必要があるかなというふうに思っています。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員。

◆**足立考史委員** はい。ありがとうございます。希望として、この執刀医、せっかく高額な最新の機器ですので、使える医師を育てていただきたいなど。その間にまた医師不足ということも踏まえて難しい用件が出てくるかもしれませんけど、医師確保をお願いしたいというところで

す。以上です。

- ◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。よろしいですか。はい。では、以上といたします。  
そのほかはありますか。大丈夫ですね。では、これで市立病院を終了します。病院の皆様、  
どうもお疲れさまでした。

**【福祉部】**

- ◆**棕田昇一委員長** はい、それでは引き続き福祉部に入ります。  
議案説明に入ります前に竹間福祉部長より御挨拶をいただきたいと思います。竹間部長。  
○**竹間恭子福祉部長** はい。福祉部の竹間です。よろしく申し上げます。本日は12月9日の委員  
会で説明申し上げました補正予算4件、そして条例改正2件の御審議のほどよろしくお願  
いします。また、12月15日に追加提案させていただいております福祉部に係る案件の概要につ  
いて説明を申し上げたいと思います。案件は補正予算1件でありまして、議案第161号鳥取市一  
般会計補正予算、こちらの福祉部の所管に属する部分として総額1,166万6,000円の増額補正  
を提案させていただいております。詳細につきましては担当課長のほうから説明をさせていた  
だきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

**議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第11号)のうち所管に属する部分(質疑・  
討論・採決)**

- ◆**棕田昇一委員長** それでは議案審査に入ります。追加提案はまた後になりますので、先日御説  
明を委員会で既にいただいておりますので、それでは議案第143号令和3年度鳥取市一般会計  
補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について質疑を行います。本案について委員の  
皆様から質疑ございますか。議案第143号です。いかがでしょうか。金田委員。  
◆**金田靖典委員** よろしいですか。事業別概要の20ページの下段、長寿社会課なんですけども、  
介護ロボット・ICTの導入経費の助成ということで42万円掛ける定員80名で3,360万円と  
いうのが補正で提案されていますけども、これ県の当初計画を見ると、東部はなくて、西部、  
中部のほうに何か計画みたいなんがあったんですけども、当初予算にのらずにここに改めての  
ったって理由と、具体的にどっか手挙げの予定があるのかどうなのかをお聞かせくだ  
さい。  
◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。  
○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。補正予算になりました理由に  
つきましては、事業者のほうから協議が出ましたのが7月の末、7月30日付で協議が出て、そ  
れにつきまして内容を市、県と協議をさせていただいた結果、補助が妥当であるというような  
内容に至ったものでございます。具体的な計画につきましては、実際に今年度中に着工する  
というようなことで具体的な準備が、すみません、補助申請が出ておりますので、県もこのた  
びの補正予算ということで、県議会のほうにも補正予算が計上されております。補正予算可決後  
に交付決定を行いまして、その後着工するというような流れになっております。それで、せん  
だっの委員会でも若干御説明申し上げましたが、工期につきまして6か月ほどの期間を要す

るというようなことが明らかになっておりますので、繰越明許費も合わせて計上させていただいておるといところで、県も同じように繰越明許も全額計上しているというような補正予算が提案されておるところでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 説明、よろしいですか。今の答弁、いいですか。はい、じゃあ、金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。具体的にというのは、いわゆる当て番じゃなしに、何か申請があって出てきたのかどうなのかということを知りたかったんですけど、別にどこがという話じゃないです。それから大規模修繕ですからね、それこそ言われたように多分間に合わないでしょうから、繰越していくしか手がないでしょうけど、分かりました。ありがとうございました。

◆**棕田昇一委員長** そのほか委員の方で質疑ございますか。魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** はい。事業別概要の20ページの上段のレーク大樹等温泉供給施設管理事業なんですけど、この送泉ポンプモーターベアリング取替修繕なんですけど、結構時々ね、修繕、壊れて直したとか、砂丘の福部町のときもあつたりとかしていますけども、これっていわゆる保守点検をされていて、計画的にというようなことは、これはできないものでしょうかね。壊れるたびに突発的に起きて直しました、直しましたみたいなことになつるように思うんですけど、その点はどんなでしょう。

◆**棕田昇一委員長** 梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶でございます。このポンプ施設ですが、本当にモーターポンプという小型なポンプでして、建屋自体も72㎡ほどの中に6つのポンプがあるという小さなものでございます。毎年2回点検させていただいておまして、それでの結果での修繕というふうに考えておるところでございます。といいますのも、下水の施設ですとか大きな施設ですと、もう少し計画的な修繕が必要になろうと思いますが、これにつきましては、本当にモーターポンプというような小型のものでありますので、ちょっと様子を見ながら、点検の状況を見ながら修繕のほうさせていただきたいと考えておるところでございます。修繕的な計画をつくるのがなかなか難しい小型な施設かなと考えております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** お聞きしたんですけども、建屋が小さいところに6つもモーターがあると聞いたんですけども、かえって空間が狭いんで、動かすときと動かさないときの環境の差がえらく出てくるんですよ。というのも、私も改良区で農業用のポンプ室等を運営というか、技術が（聴取不能）ほかの人で見とるんですけど、露結したり、ポンプから垂れ下がってきてモーターのほうに、軸に入ってきたりとか、予想外のことが起こりまして、結局最終的には建屋の中に空気乾燥機、乾燥機をもう常時つけっぱなしで入れるというような対策も取らざるを得んというような経験をしましたんで、かえって小さいところを6機動かすというようなことになると、動かすときに環境がもう全然違ってくるし、また、切れたら切れたでまた冷えてきて全然変わってくるというようなことが起きますので、そういうところも含めての維持管理体制、公費だからめげたら改修して直しゃいいやっという考えでなしに、空間の管理も含めた、いろんなことを対策立てたほうがいいじゃないかなと私は思います。

◆**棕田昇一委員長** 御意見で。



◆魚崎 勇委員 はい。

◆棕田昇一委員長 御意見ということですので、参考にしてまたこれからは生かしてください。  
そのほか委員の方で、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 それに関連してですけど、レーク大樹の温泉っていう、温泉源は鳥取市ということですね。この管理体制っていうか、もともとレーク大樹は大樹荘で、今、民間委託、指定管理者ですけど、隣につづらを荘というのがあるんですわね。農林業事業であったつづらを荘、そこが泉源で、鳥取市がその風呂をレーク大樹で使ってもらえると。それとずっとウェルネスに持って行ったり、多分温泉の風呂はレーク大樹が主体じゃなしにつづらを荘で教育福祉振興会が管理しとられたわけですから、あの建物を。この維持管理費というのはどの辺程度、どこが見るものか。市がこうずっと見ていくものなのか。教育振興会、年収7、800万あるでしょうけど、その利用で。その維持管理費で見るべきかどうか、その辺の分けは分かりますかね、管理体制。

◆棕田昇一委員長 梶次長。

○梶 和浩次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課梶でございます。レーク大樹につきましては、教育振興会が修理しておったんですが、たしか平成25年に市のほうに譲渡されて、そのときに売却しております。それで、レーク大樹自体とつづらを荘、併せて売却しております。そこは今、民間の施設となっております。それで、源泉のほうはつづらを荘のどこにあるのではなくて、西道路の近く、金沢の田んぼの中に源泉施設がございます。そこからウェルネスと、それからこっち側のレーク大樹のほうに温泉を運んでいるというようなところでして、その源泉の管理は2者に送っているということで今のところは売却をせずに鳥取市のほうが管理をしているという状態でございます。それで、送泉、湯の売却代でありますとか、それからモーターを動かすに当たっての電気代についてはそれぞれで支払いいただいております。以上でございます。

◆棕田昇一委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 25年にも売却されたら、全部全て。ですから、もう民間売却ということですね、レーク大樹、渡辺水産か、マルワかも分かりませんし。源泉についてはまだ鳥取市が持っておられると。源泉について鳥取市がずっと維持管理していかないけんという。それで、それについての使用料とか、そういうのは何ぼかは一応入っているわけでしょうか、その辺分りますかね。

◆棕田昇一委員長 梶次長。

○梶 和浩次長兼地域福祉課長 はい。温泉売却料としまして、その使用状況によって異なりますが、100万円～180万円程度の間であったと記憶しております。はい。以上でございます。

◆棕田昇一委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。その部分での修繕に取り組むということですね。分りました。はい。

◆棕田昇一委員長 そのほか。この件についてはよろしいですか、そのほか。ほかの件でももし、委員、御意見がありましたら。浅野副委員長。

◆浅野博文副委員長 はい。事業別概要の21ページの下段の養護老人ホーム入所事業費ですけど

も、この事業内容のところに母来寮（湯梨浜町）について当初20人分を予算計上していたが、既に27人の入所措置をしており、今後も入所予定が見込まれることから増額補正をしたということで書いてありまして、それで下のほうの母来寮が、決算見込みが4,732万4,000円、予算額が2,072万ということとなっているんですけども、この当初20人で2,072万だったものが27人、7名増えて何か倍以上の4,732万となっている、何かこの辺のどういうことでこういうふうに倍以上になっているか。あと、この母来寮の定員とか、何か分かれば教えていただけますでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。母来寮は鳥取県厚生事業団が運営している施設でございまして、定員は130名でございます。それから決算見込みと予算額とそれから人数の見込みの内訳ですけれども、すみません、ちょっと当初予算の細かいところの積算内訳、手元にはありませんので、若干確認をさせていただいて、後ほど答弁させていただけたらと思います。数年延べ人数、何人という数がありますけれども、年間を通してということになると、毎月ごとの積み上げで、延べ人数の延べ何人という、そういった見込みになりますので、その辺りの積算のところはどうなっているのかということ、若干ちょっと確認をさせていただいてから答弁させていただきたいと思います。

◆**棕田昇一委員長** では今の件は少しお時間をいただくということで。そのほかございますか。上田委員。

◆**上田孝春委員** 事業別概要の21ページの上の段です。社会福祉施設の改修工事ということで、ここの事業の経過及び背景というところで、砂丘温泉ふれあい会館の調整槽から温泉水と生活排水が水中ポンプの配管を逆流したことにより、浄化槽曝気室が水没したというふうなことになったと、この原因は操作ミスなのか、どういった、逆流したその原因というか、その辺についてちょっと。

◆**棕田昇一委員長** はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。福部温泉ふれあい会館の曝気室の水没ですけれども、今年度の8月の臨時会するとき、臨時会の補正でふれあい温泉のろ過器の更新というような予算計上をさせていただいたところでございますが、このろ過器が故障した際に一時、水道水で営業をしているというようなことも併せてそのときに御報告をさせていただいておりました。それで、この水道水で営業を開始した時点で温泉水、源泉のほうはあまり止めるのがよろしくないといいますが、止めなくてもそのまま温泉水はろ過器を通せないで、そのまま浄化槽に流していたという中で、水道水での営業を開始した。そのために浄化槽のほうオーバーフローしたというようなことが原因だというふうに、すみません、直接的な原因になっておりまして、ただ、なぜ、通常であれば浄化槽から排水管を通して機械室には逆流はしないのではないかとということで、そのオーバーフローしたときに、直ちにそのメンテナンスをしている事業者に原因を確認をしましたところ、機械室に1本排水管が増設をされておったと。当初のあそこの設計ではなかった排水管が増設をされているということが分かりました。雨水が機械室に、外から降った雨水が機械室に入るといったようなことがあったために、

排水管を増設したというようなことを途中でやっておったようでございます。その増設をした排水管に逆流防止弁がついてなかったというのが今回のオーバーフロー、逆流をしたということの原因になっておったということが判明いたしまして、このたび曝気フロアの1基の修繕と、それから排水ポンプの修繕と併せて、この逆流防止弁を備えた排水管の工事をするというような、そういった修繕を対応しているような状況でございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 上田委員。

◆**上田孝春委員** その改修したときに、その増設した排水管が1本あるということが認識はできていなかったというふうなのか、それともそういったものがあるということを認識しとつても、その安全弁というか、そういったものまでつけんでもええというふうなことでおったのか、それで、修繕をしたときに、そのことが予知というか、考えられなかったのか、ちょっと聞いてみたいだが。

◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** 排水管を増設したのがいつだったのかということと、そのときの判断がどういう判断だったのかということは、そこまでの追及はできておりません。通常だったら、逆流防止弁がついていて逆流はしないはずだったのに、なぜ逆流してきたのかというところで確認をしたところが、そういった排水管があった、あるということがこのたび判明したということ。それからその増設した排水管に逆流防止弁がついていなかったということが原因になっていたというふうなことの確認はできておりますが、排水防止弁をつけなくてもよかったのかどうかというような判断であるとか、その辺のところはいつの工事であったのかも含めて、その確認はできておりません。

◆**棕田昇一委員長** 上田委員。

◆**上田孝春委員** 今、どうのこうのってあれだけでも、やっぱり何かを修理したときには、修理をして、その後をどうかということまでちょっと想定しながら、きちっと修理をするときには、そのみの修理でなくして、ここ修理して、もう大丈夫だなというふうなとこまで確認をするようにせないけないんじゃないかなと。そのときにそういったものができておれば、今回のこの130何万の修理は必要なかったかも分らんのですね。そういったところを十分注意をしてほしいなというふうに思いました。はい。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 今のは、御意見ということで。私ながら思ったのは、先ほどの魚崎委員のね、先ほどの件の御指摘と同じような観点もあったと思うんで、執行部の方でしっかり今後もね、対応いただきたいと思えます。そのほか委員の方でございますか。足立委員。

◆**足立考史委員** はい。足立です。事業別概要の24ページの下段の肢体不自由児の件です。経過及び背景が、本市が実施することになったと記載してありますが、この経緯をお聞きしたいんですが、下のほうの事業内容の下に令和元年からそれぞれ決算額が書いてあります。それで、その上で、市が実施することになったというこの時系列がちょっと疑問に思ったものでお聞きします。それで、既に本市が受け持つことであればこの補正ということに関して増額とあります。この増額の内容を教えてくださいたいと思えます。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。失礼します。障がい福祉課の田川でございます。まず、今回増額補正の理由としましては、まず中身としまして、これは鳥取療育園に通っておられる子供さんに対して、療育とともに医療が必要なお子さんの医療費ということで、具体的にはリハビリであったり診察代であったりというようなことで、対象の方、療育園に通われてそういった医療が必要になる方というのが、令和3年度対象の方が増えまして、医療費もそれに伴って増えたというようなことで、件数としては僅かなんですけども、1人増えるとちょっと見込みより増えてしまったということの増額の補正に要求をさせていただいたものです。24年度の経緯につきましてはちょっと確認をして、また後ほど御説明を申し上げたいと思います。

◆椋田昇一委員長 いいですか。はい。では、浅野副委員長。

◆浅野博文副委員長 はい。23ページの上段と下段両方ですけども、どちらの事業も利用者と利用回数の増加による増額補正ということで書いてあるんですけども、この辺の実態が、今年急に増えたのか、何かその辺のこの推移とか、何人ぐらい利用される方が増えて、どれぐらいの回数が増えたとか、何かそういった細かいところになりますけども、ちょっと分かれば教えていただけたらと思います。

◆椋田昇一委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。23ページに上げております2つの事業について、状況を御説明申し上げたいと思います。まず、訪問入浴事業でございますが、これは利用していらっしゃる方というのは令和3年度でいきますと9人でございます、主に決まった方が定期的に利用されてというような形が多くなっています。それで、このたび令和2年度から実績が増えた状況としましては、令和2年度の終わり頃に病院から退院をされて、それで在宅でお過ごしになられる中で、訪問入浴が必要になってという状況があって、今年度は増えたものでございます。そういったことで訪問入浴サービス事業の状況としましては、近年の状況は令和元年度が決算としましては333万2,000円、令和2年度が373万9,000円ということですけども、利用者の方が年々増えているような状況もございまして、今年度の見込み額としては455万6,000円というようなことで見込んでいるものでございます。

あと、下段のほうの日中一時支援でございますが、これは利用者の方では、子供さんの利用が多くなっています。児童発達支援とか、そういったことを利用されて、例えば若草学園が終わられてからその後一時預かりということで、こういった日中一時支援ということで利用されたりということで、これも利用される方、児童通所支援などを利用される方の人数も増えているんですが、それに伴ってこの日中一時支援を利用される方も増えているというようなことで、現在の実利用者としては65の方が利用されています。多くは子供さんになります。決算額の推移としましても、近年で言いますと、令和元年度が928万8,000円、令和2年度が951万6,000円というようなことで、このたび令和3年度の見込み額としては1,175万3,000円ということですが、これは特に日中一時支援の定員を増やされた事業所があって、より多く受け入れるようになってということで、今年度は実績が現在までのところ増えて、見込みとしても増えるような予想になっているような状況でございます。以上でございます。

◆椋田昇一委員長 浅野副委員長。

◆浅野博文副委員長 はい。分かりました。下のほうの日中一時支援事業費の件ですけども、定員が増えた事業所があって利用しやすくなったということですね、これは大変いいことだと思いますけども、ちなみに今年は65人でしたけども、昨年はどうだったかちょっと教えてもらえますか。

◆椋田昇一委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。失礼します。障がい福祉課田川でございます。令和2年度につきましては、実利用者としましては76人っていうことで令和2年度は年間全体のところなんですけど、実利用者は76人、令和3年度はこれまでのところの利用者は先ほど申し上げたような65人ということで、今現在は少ないんですけど、年度末時点ではちょっと超えるような形になるかなというような考え方でおります。以上でございます。

◆椋田昇一委員長 そのほか委員の方でございますか。よろしいですか。奥村上次長。

○奥村上雅浩次長兼長寿社会課長 はい。先ほどの浅野委員からの御質問に1つ時間をいただいたものがございました。母来寮の、事業別概要21ページの下の段、養護老人ホーム入所事業の内容の欄でございます。母来寮決算見込み4,732万4,000円に対して、当初予算が2,072万円であると。それで20名の見込みから27名の見込みでこの辺の数字の差というところでございます。当初予算につきましては、この措置費というものの内容が生活費、事務費というような内容から成り立っておりまして、一般生活費であるとか、あと、特定入所者であるとか、それから障がい者加算分であるとか、内訳がございすけれども、当初予算につきましては基本的に最低限のところで見込んだ数字で叩いておりましたけれども、このたび、既に予算が不足してくるという状況が明確になった時点ということで、現在の実績に合わせて全て加算したものであるとか、そういった積み上げをしたもので決算見込みを叩いたところがこのたびの4,700万ということになりますので、当初予算では最小限の予算を見込んでいたというようなものでございます。実際のところは1人当たりの単価も随分と高くなっていると、上がってしまっているというような、そういった内容でございますので、あくまでも決算見込みに合わせたところ、それから当初予算は本当に最低限のところ積算を積み上げていたというような状況でございます。月数が、先ほど申し上げましたけど、延べ人数ということで月数を出入りで少なく見積もっていたとか、そういったものではございませんでした。1人ずつの単価、これを最低限のもので見込んでいたか、それと今の実績に合わせて全て積算を上げていったというような違いでおおむね倍以上というようなそんな積算になったところでございます。なお、この措置費につきましては、なごみ苑のものが一番大きくなりますけれども、これも年度末2月の補正予算でなごみ苑のほうは今度は逆に、実際に加算であるとか、そういったところがあったもの、なかったもので、どちらかという減額のほうの今度は精算になるようなそんな内容もございすので、母来寮のほうは最低限のところで見込んでおったというような状況でございました。ですので、再度また2月補正で最終的な補正予算も出てまいろうかと思っておりますけれども、内容としてはそのような状況でございました。以上でございます。

◆椋田昇一委員長 浅野副委員長。

◆浅野博文副委員長 はい。ありがとうございます。何かぼんやりは分かったんですけど、何かちょっと何かもらえるような資料とか、参考になるような何か、後で結構ですので、いただけ

たらありがたいかなと思いますのでよろしくをお願いします。

◆**棕田昇一委員長** ちょっと待ってください。今、資料のことありましたんで、発言委員だけじゃなくて、一応、委員会の委員の皆さんに提供してやってください。はい。では、田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** 障がい福祉課田川でございます。先ほど御質問いただきました事業別概要24ページ下段の肢体不自由児通所医療費の平成24年の事務移管についての御説明をさせていただけたらと思います。これは平成24年に児童福祉法が改正になりまして、目的としましては障がい児支援の強化を図るためということでございますが、通所とか、入所とかそういった利用形態により、都道府県と市町村に分かれていた事務を一元化するというところで、障がい児の通所支援の事務を行っておりますのが市町村でございます。それと併せてそれに関連しますこの肢体不自由児通所医療費も市町村の事務ということで法律で定められ、以後、鳥取県から事務を行っているものでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員よろしいですか。はい。では、全体通してそのほかありますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** 先ほどの続きなんですけども、21ページの下段の養護老人ホームの入所事業費の分なんですけども、これ一般質問でうちの岩永のほうで、質疑かな、取り上げさせてもらいましたけども、母来寮のほうがこの3年間で14人、18人、26人というような形で次第に増えてると。それでなごみが定数90なもんですから、常にそこが満杯状態。ただ、そこに待機者も何人かおられるんで基本的にはそこがずっとなかなか入り切らない。それから養護老人ホームの場合にはいろんな事情がありますから、結果的には空いたところということで母来寮という形でね。それで、幸いにもそんなには待機者がいないのかなと思いつつも、実際の待機されている方々っていうのは、どこで待機されてるのかっていうのは分かりますかね。

◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。基本的に独居であるとか、そういった状況でございますので、御自宅で、あるいは現在生活をされているところで待機をされているというようなのが実態でございます。それで、その状態が続けられないと、緊急を要するという場合に、これはなごみ苑も実際には出入りがございますので、待機期間としてはゼロか月、すぐに、直ちに手続が整い次第入所するというのはなごみ苑でもございますし、そこで間に合わない場合には、母来寮でもどうですかということをお本人さん、あるいは御家族の同意を得た上ですけれども、母来寮のほうに入所していただくということが1つの補完的な措置として取られているというような状況でございます。実際にはなごみ苑でもゼロか月、1か月、2か月で入所というのが昨年度の実績でも動きとしてはございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。中部、シルバーもあつたりで、シルバー倉吉かな、あれは。あそこ40人だったかな。そんなもあつたり。50人ですかね。割合この中部が厚いんだなと思いつつも、できるだけ、特にいわゆる介護施設のほかのデイサービスを使うっていうわけとちょっと違うんで、その辺では待機はないように迅速な対応をしていただければというふうに思いますのでよろしくをお願いします。以上でいいです。

- ◆**棕田昇一委員長** はい、そのほかございますか。はい。では、以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**棕田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。  
これより議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆**棕田昇一委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第145号令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）

- ◆**棕田昇一委員長** それでは引き続きまして議案第145号令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**棕田昇一委員長** 質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**棕田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。  
これより議案第145号令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算について採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆**棕田昇一委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第146号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第3号）（質疑・討論・採決）

- ◆**棕田昇一委員長** それでは続きまして議案第146号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**棕田昇一委員長** ありませんか。はい。質疑なしと認め質疑を終結します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**棕田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。  
これより議案第146号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆**棕田昇一委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第149号令和3年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）

- ◆**棕田昇一委員長** それでは議案第149号令和3年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。質疑なしと認め質疑を終結します。  
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**棕田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第149号令和3年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算を採決します。  
本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆**棕田昇一委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第153号鳥取市の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆**棕田昇一委員長** それでは議案第153号鳥取市の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。金田委員。

- ◆**金田靖典委員** はい。では153号ね。これは文面では出てきてないんですけども、基本的には個人情報のこのたびの条例改正で行政手続きにおける識別する番号ですから、いわゆるマイナンバーを当て込んで、それに反映させるっていうことの意味でよろしいでしょうか。

- ◆**棕田昇一委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川です。おっしゃるとおりでございます。

- ◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

- ◆**金田靖典委員** はい。障がい者にしてもどなたにしても、個人的ないろんな情報がそういう形で現段階において、ケースであるとか、個人のいろんなデータをきちっと行政が捕まえるために、把握するためにですね、捕まえるは失礼ですね、把握するためにデジタル化するっていうことはね、それは当然今の流れの中で要ることでしょうけども、ただ、そのことが結果的にはマイナンバーっていう形にシフトされていくっていうのは、私たちは基本的には反対だと思っていますので、その辺では、ここには載っていませんけど、マイナンバーっていう言葉では、載っていませんけども、分かりました。ありがとうございました。

- ◆**棕田昇一委員長** そのほか質疑ございますか。はい。では以上で質疑を終了します。  
討論はございますか。はい、金田委員。

- ◆**金田靖典委員** はい。反対の立場で討論させていただきます。先ほども申し上げましたように、当然個人のそういう情報はきちっとデジタル化して守るべきでしょうけども、まだ個人情報保護法との関係がきちっと精査されたり、その辺りにシールドがかかっているように思いませぬ



で、マイナンバーとの結続はやるべきではないということで反対いたします。

◆**棕田昇一委員長** そのほか討論ございますか。では、以上で討論を終結します。

これより議案第153号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第156号鳥取市健康保険条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** それでは議案第156号鳥取市健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** 質疑なしと認め質疑を終結します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第156号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第161号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第12号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** それでは続いて追加提案分に入ります。議案第161号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部説明をお願いします。枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。生活福祉課枘谷です。それでは12月補正予算で追加提案させていただきました低所得者等への灯油等購入費助成事業費について御説明をさせていただきます。事業別概要書に基づいて説明をさせていただきます。8ページ下段をお開きいただけますでしょうか。追加提案分の事業別概要書になります。

◆**棕田昇一委員長** 追加提案分の事業別概要ね、はい。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。はい、では説明してください。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。この事業は3課で、共同で行っている事業ですが、まずは生活福祉課所管の生活保護受給世帯分について御説明をいたします。この事業につきましては原油価格の高騰が続いておりまして、ガソリン、灯油等の燃油価格も高どまりを続けていると、こういった状況でございます。コロナ禍の中で特に低所得者世帯の冬期の生活に深刻な影響を与えることが懸念をされているところでございます。このたび生活保護世帯に対しまして、暖房

に係る灯油購入費等としまして1世帯当たり5,000円の助成を行おうとさせていただくものになります。

事業の内容につきましては、生活福祉課所管分としましては保護を停止している世帯、社会福祉施設等へ入所している単身者世帯及び入院している単身者世帯を除いた生活保護世帯としておりまして、予算策定段階での支給見込世帯数としましては1,987世帯を見込んでおります。これらの世帯に対しまして1世帯当たり5,000円の助成を行おうというものでございます。なお、鳥取県さんのほうにありますのが、燃油高騰対策生活者支援事業としまして、低所得者に対して灯油等の購入費等の助成を行う市町村に対しまして1世帯当たり補助上限額5,000円の補助制度を創設することとされておられます。本市としてもこの事業を活用いたしまして助成額の2分の1は県費で賄わせていただく予定としております。なお、早急な支給を行うために、基準日は12月1日としておりまして支給日につきましては1月上旬を予定しているところでございます。

説明は以上です。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。それでは議案第、申し訳ありません。田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** 失礼します。障がい福祉課田川でございます。同じく障がい福祉課分もございまして、御説明させていただけたらと思います。事業別概要8ページの上段のほうになります。低所得者等への灯油等購入費助成事業費（特別障害者手当等受給世帯分）ということでございます。補正予算の要求額としては134万3,000円になります。事業の概要につきましては、先ほどの生活保護受給世帯分と同様でございまして、異なる点は対象者でございまして、こちらの事業としての対象者は障がい者に係る手当を受給していらっしゃる方でございまして、そのうち、住民税が非課税のいわゆる低所得世帯ということになります。

具体的な手当の名称と対象世帯数としましては、まず1つ目が特別障害者手当の受給世帯、これが186世帯ございます。次に2つ目としまして、経過的福祉手当受給世帯2世帯、3つ目としまして障害児福祉手当受給世帯1世帯、4つ目として特別児童扶養手当受給世帯69世帯となります。以上合計で258世帯が対象となります。なお、生活保護受給世帯、あと、事業別概要9ページ上段記載の児童扶養手当受給世帯と対象が重複する場合は、担当課間で調整して重複支給がないようにするようしております。そのほか助成額、基準日、支給日等々先ほど御説明申し上げました生活保護受給世帯と同様でございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 説明は以上ですね、先ほどは失礼しました。では、御説明をいただきました。

それでは議案第161号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。ちょっと基準を教えてください。3つあるんですよ。何があるかということ、県が最初にした低所得者というのがあるんです。それからもう1つは、これはこどものところに出てくるからこは、直接は障がい者と生活福祉ですからあれですけども、生活困窮世帯というのがあるんですね、それから住民税非課税世帯というのがあるんです。それで、先ほど障がい者のほうは住民税非課税世帯ですって言われ方したんですね。それで、県のほうは低所得者向けなんですよ。ここはどこで線引きをされたのか教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。生活福祉課枘谷です。鳥取県さんの事業としましては低所得生活困窮世帯に対する助成制度ということで、市町村に対する補助制度でございます。それで、どういった方々を生活困窮低所得者とするかということにつきましては、各市町村に任せるといった形になっております。本市としましては平成26年度に同様の灯油代等の購入費助成制度ということをしておりまして、そういった制度を、スキームを使いながら今回につきましても生活保護世帯、また、児童扶養手当等の各種手当の支給世帯ということで対象者を考えたということになります。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** ということは、26年のときに出たときの基準でそのままだった、それを踏襲したということによろしいですかね。

◆**棕田昇一委員長** はい、よろしいですか。はい、枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。そのとおりでございます。このたびもなるべく早い支給を目指しておりましてこういった手当、生活保護も含めて既に支給口座等も把握させていただいてますし、対象者も把握しているということで1月上旬の支給を目指して絞り込ませていただいたということになります。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。それで、そのときに前回26年のときにはかなり県のほうが補助をかなり出していて、自治体のほうが少し応援するというような形での何か出し方だったなと思って見たんですけども、県がいう低所得者、それから生活困窮世帯といったときに、例えば高齢者世帯の住民税非課税であるとか、ひとり親の住民税非課税であるとかというような形での検討というのはされることはなかったんでしょうかね。

◆**棕田昇一委員長** 竹間部長。

○**竹間恭子福祉部長** はい。福祉部の竹間です。すみません。先ほどありました、金田委員のほうからありましたその他の生活困窮であろう世帯についても少し検討はしたところですが、先ほど申しましたように早い支給ということで、今現在の状況が一番よく分かっている、そういう口座情報とかも分かっている世帯、それから他の米子市ですとか、倉吉市等の状況も聞いたところ、同じようなところであるということがありましたので、最終的には先ほど申し上げたような世帯に限定をさせていただいたところですので。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。ありがとうございます。県内はどうもそういうスタンスで取られたようなんですけども、ほかちょっと探してみるとやっぱり高齢者世帯を対象にしたり、それからひとり親なんかも対象にしたりという形でされているところあるんですね。だから、僕らもガソリン入れるのにもう160円台になったら、支援だってね、ドッキリするような金額になって、これは大変だなと思っておったらやっぱりこういう制度ができて、燃油の補助しようということで国も動き、県も動きみたいな形になっていますので、ぜひともそういうときにはできるだけやっぱり広く、生活困窮であれば生活困窮の対象者であり、それから住民税非課税とかというの

が一番分かりやすいっちゃあ分かりやすいんですが、そういう形での検討も引き続きお願いしたいと。いずれにしても今日はまだ暖かいですが、これから雪も降るということになれば本当にありがたいですので、早めの支給はお願いしたいと思います。もう1つ重ねてよろしいですか。

◆**椋田昇一委員長** はい。

◆**金田靖典委員** 生活福祉課にお尋ねしますが、これは収入認定しませんよね。

◆**椋田昇一委員長** 枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。おっしゃるとおり収入認定する予定はございません。はい。

◆**椋田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。ありがとうございます。それを1つ確認したかっただけ。以上です。

◆**椋田昇一委員長** そのほか委員の方ございますか。よろしいですか。はい。では、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第161号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

そのほか何かございますか。梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶でございます。9日の当委員会で福祉総合窓口等包括委託のプロポーザルの結果について御報告させていただきましたが、そのときに金田委員のほうから選定に当たってのもう少し詳しい資料をとということで御意見いただきました。それで、本日A4、1枚物で、追加でお配りさせていただいておりますので御報告させていただきます。併せまして端的に説明させていただき、御確認いただければ、資料についての説明させていただき時間いただければ説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

◆**椋田昇一委員長** はい、お願いします。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。ありがとうございます。お手元のほうに御用意いただきたいと思いますが、表面は一緒ですので省略させていただきます。裏面2ページめのほうに追加説明部分として、どういう項目で評価をして各委員の評価具合がどうだったかというところを分かるように表とさせていただきます。評価項目としましては、左から2列目の評価項目として基本姿勢、それから執行体制、サービスの維持・向上、また業務実績、提案価格というところ、項目を設けております。実績でありますとか、提案価格につきましては評価基準のほうはちょっと少なめの配点としておりまして、基本姿勢とか、執行体制、サービス向上について評価のほうを重くさせていただいているところでございます。それで、それぞれ見ていただきまして、分かりますように、このそれぞれの基本姿勢でありますとか、執行体制、それからサービス維持向上につきましてもおおむね7割程度の採点をいただいておりますというところ

ろでございます。それで、特に突出して、いいという評価もないところではございましたが、安定してサービスを提供できる体制が確認できたというところでの評価であったらというふうを考えております。簡単でございますが以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきましたが、誰か御意見ありますか。はい、金田委員どうぞ。

◆**金田靖典委員** 資料ありがとうございました。優、良、可、不可でいくと可なんですよね、だから。しかも1社しかないというような形ですんで、その辺りでは今後どういう対応されるのかはあれですけども、ちょっと寡占化するとまずいなというふうな気もしますから、その辺の評価がね、やっぱりきちっと出される、それに対して受け手側が真摯にそれをどう運営の中に反映するののかというのは点検される必要があるんだろうなと思いますね。はい。ありがとうございました資料は。

◆**棕田昇一委員長** では、そのほかよろしいですかね。では、これで福祉部を終了します。福祉部の皆様、どうもお疲れさまでした。

#### 【健康こども部】

◆**棕田昇一委員長** では、準備できましたので、それでは引き続き健康こども部に入ります。

議案説明に入ります前に橋本健康こども部長より御挨拶をいただきたいと思います。橋本部長。

○**橋本浩之健康こども部長** はい。おはようございます。健康こども部橋本でございます。本日、健康こども部に関わる案件は、先に御説明申し上げました議案3件とそれから追加の議案1件及び報告1件でございます。追加分の議案第161号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第12号）の内容といたしましては、児童扶養手当受給世帯のうち、低所得者等へ灯油等購入費の一部助成を行うための経費といたしまして822万2,000円でございます。それから公衆浴場確保対策補助事業、原油高騰対策分といたしまして84万円の補正を提案しております。それから報告といたしまして、体験的学習活動等休業日の導入につきまして、これは教育委員会が12月9日開催の文教経済委員会で報告した内容と同じものでございますけども、公立保育園の内容が含まれておりますので、こちらのほうの概要について報告をさせていただきたいと思います。いずれも詳細につきましては担当課長のほうで説明申し上げますので、よろしく御願ひ申し上げます。

それから、なお、本日議会運営委員会のほうで御説明申し上げましたけども、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費につきまして、こちらの事業につきましては12月6日に先議として採決していただいた事業の追加分として、改めて20日開催の本会議のほうに追加提案をさせていただきたいというふうに考えております。この臨時特別給付金につきましては、児童手当受給世帯へ12月27日の追加支給を予定しております。詳しくは20日の福祉保健委員会のほうで説明をさせていただきますので、よろしく御願ひを申し上げます。

以上でございます。

議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第11号）のうち所管に属する部分（質疑・

討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。では、議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。よろしいですか。金田委員。

◆**金田靖典委員** では、事業別概要の27ページの下段、児童虐待防止強化事業費、コロナウイルスの臨時交付金でということ、1,626万3,000円が当初ゼロで上がっているんですけども、少しこれについて説明いただければと思います。特に、まず、このデータを一体誰が管理するのか、対象者は誰なのかっていうことをまずは教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 田中所長。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センター田中です。この児童虐待防止強化事業費のこのシステムの説明ということでございます。前回もちょっと説明をさせていただいたのですが、改めてこの事業のことを説明させていただきます。これはこのたび市が児童家庭相談システムというシステムを導入しようとしておりまして、これは現在エクセルやワードで管理をしております本市の記録でございますが、これをこの児童家庭相談システムというものを導入して、これに移行いたしまして、登録や検索や帳票作成などの作業を迅速かつ効率的に行えるようにするという導入を考えているものでございます。これに対しましてもう1つの国の要保護児童等情報共有システムといいますのは、これは国のほうで今、整備をされたものでございますが、考え方は自治体間や、又は市町村や児童相談所間における情報共有を行うことを目的に構築されたものでございます。例えば、要保護児童が転居をした際に問合せを行ったり、鳥取市と県の児童相談所がケースの相互の閲覧を行うというようなことを目的にしております。ここに入った情報というのは、国のサーバーに入っていきますので、国のほうの管理ということになります。対象者につきましては、今、考えておりますのは鳥取市の要保護児童として登録されておるケースの皆さんということでございます。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田典委員** ということは、今、市のほうが管理している要保護児童、要対協なんかを持っている児童ケースの資料をデータ化することがまず第一と、そのデータの最終的な管理は国のオンラインで国が管理をするということによろしいんですか。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。結構です。

◆**棕田昇一委員長** はい、手を挙げて。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** 失礼しました。

◆**棕田昇一委員長** はい、田中所長。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センター田中です。はい。おっしゃるとおりです。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** そのデータがいわゆるデジタルタトゥーじゃないですけども、一旦送ったデータを無効と判断してそれを消去するのは一体誰に権利があるんですか。

◆**棕田昇一委員長** 田中所長。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センター田中です。それは自治体のほうの判断になると思います。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** いや、違うな。向こうにデータを送っちゃうわけだから、データ管理は向こうが持っているわけだから、自治体側には権利ないんでしょ。

◆**棕田昇一委員長** 田中所長。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センター田中です。もちろんデータを送って国のほうのサーバーで一元管理はするんですけども、これは必要に応じて、例えば必要でなくなったデータ等については、自治体のほうが国との話の中で消去することはできるというふうに考えております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** できるということですね。それで、もう1つね、多分これ一番最初のきっかけというのは何かといたら、自治体間で子供さんが移動した場合に、虐待児童の発見が遅れました。そのために早いうちにやりましょうっていうことだと思うんですけども、だけど、それはデータがないからの問題ではなしにですよ、自治体の、自治体間のまずは児童相談所であるとか、そういうしかるべき養育機関が、きちっとそういうことができていればね、それから例えば移動しました、転校しましたっていうそのことがきちっと、いわゆるそういうしかるべき機関がやればわざわざそんなデータを、個人データを全国にばらまくようなことをしなくても、僕は十分可能だと思うんです。むしろそこができてないことのほうがよっぽど問題だと思うんです。何ぼデータを一元化したって、そのことが、情報が伝わらなけりゃ意味がないわけですからね。でしょ。一刻を争うからデータで管理するんだっていうけども、一刻を争うのはそういう体制をきちっと取るかどうかっていうことのほうがよっぽど一刻を争うことだと思うんですよ。児童相談所だってかなり人員削減受けて、多くのケースを抱えて大変な思いをしている、そういう現場のほうがよっぽどアップアップしているんじゃないかなというふうに思うんですよ。

ということでね、それともう1つ、これと同時にもう1個動いているのがあって、虐待防止のためのSNSを活用した受付体制っていうのが、もう1つ、これは別の動き方しているんですけども、厚労省が中心になって。だけど、これも結局受け手がないんですよ。受け手がないっていうのは、これ要するに相談業務を受け付けるのに、朝の8時～10時までっていうけども、1人分の人件費しかつかないというような薄い財政の予算の中で、児相もとても受けられません。24時間電話相談を受けるって大変ですからね、心の相談なんかもそうですけども。何か、データを集めれば何とかなるっていうような問題ではないっていうふうに思うんですね。

それからやっぱり今日もデータが何かどこか何万人の分が漏れてどうのこうのって新聞に載っていましたが、まだまだそういう面ではそのデータの管理の仕方であるとか、国が一元管理したから、それでもう事は終わるんだっていう問題ではないっていうふうに思うんですよ。だから、そもそもネット環境自体が非常に危ない、どっから仕掛けられたら、知らない

うちに本人のデータが動いてしまうっていうことが起こるわけですから、その辺で慎重になるべきだろうなと思うんですね。特に要対協なり、そういうところでデータが上がった場合には本人の了解云々以前の問題で勝手に動きますからデータは。だから、その辺りではやっぱり個人情報保護のところをきちっと整理しながら、そういう面ではブロックがかけられながらですよ、個人情報、本人の意としてないところにまで情報が流れるというのはいかなもんかなと思いますので、これはこの部分での意見としておきます。

◆**棕田昇一委員長** じゃあ、今の発言、全体、御意見ということでよろしいですね。はい。では、そのほかございますか。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** 28 ページの上段の分ですね、これ病院群の輪番制の病院設備整備事業費ですけど、この事業費の補助額というのが、何か総事業費から割り出すとちょっとなかなか数字が出んもんでして、全体の事業費に対しての何ぼの補助が出て、それを国県市で3分の1、3分の1という、そういう分け方なのか、それをちょっと詳しく。またその導入の、これ、補正前はゼロですので、新しく出た項目ですので、どういうふうに、使途はどう向きに使われるのか。その機器類ですね、その辺説明分かればと思います。

◆**棕田昇一委員長** 大塚次長。

○**大塚月子保健所次長兼保健医療課長** 保健医療課大塚です。病院群輪番制病院設備整備事業費ですけれども、補助率は国県市がそれぞれ3分の1ずつになっておりまして、財源内訳のところを見ていただきますと、国・県支出金が422万6,000円、一般財源が211万3,000円となっております。それで、生協病院さんのほうは外科用X線テレビシステムということで、基本的には救急外来のほうで使われる機器の整備事業費ということになりますので、手術等に使われる、何ですかね、手術の部位をテレビで拡大して見るような画面のシステムを整備されているものになります。鳥取赤十字病院さん、麻酔器のシステムということで、麻酔を一元的に管理するようなシステムについての導入を救急のところで行われるということで整備をされているものになります。よろしかったでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** 結局、総事業費3分の1、3分の1、3分の1ですけど、2分の1なのかね、全体、機器購入されて、緊急の、各病院がその2つの、その辺の額がちょっと若干違うような気はしますし、分かりませんね、その辺がね。全額補助なのか、病院での負担もあるでしょうし、その辺を。

◆**棕田昇一委員長** 大塚次長。

○**大塚月子保健所次長兼保健医療課長** 保健医療課大塚です。額につきましては、補助金の上限は1病院につき2,200万円ということで決まっていますけれども、国のほうがこの上限額の範囲内で内示を決めてこられますので、この範囲内での補助ということになります。

◆**棕田昇一委員長** 大塚次長。

○**大塚月子保健所次長兼保健医療課長** 保健医療課大塚です。総事業費はそれぞれあるんですけども、そうです。すみません。総事業費はそれぞれあるんですけども、結局その補助金の上限っていうところを国のほうが決めてくるので、それに合わせての額です。



- ◆**棕田昇一委員長** じゃあ、ちょっと加藤委員のほうからありますんで。はい。
- ◆**加藤茂樹委員** ちょっとごめんなさい。改めて、今年度予定のところでは協病院だったら総事業費が693万円、それで補助額が334万8,000円ってなっているんですけどね、この結局、総事業費があって補助額。この補助額っていうの、今の答弁から言ったら国が決定してきた金額ってということですか。まず、最初に。
- ◆**棕田昇一委員長** 大塚次長。
- 大塚月子保健所次長兼保健医療課長** 一応額のほうは県のほうが決めて内示を出されます。
- ◆**棕田昇一委員長** 加藤委員。
- ◆**加藤茂樹委員** はい。なら、先ほど言われた補助金額の上限を1病院につき2,200万円、ここまで全て出るっていうんじゃないかって、例えば外科用X線テレビシステムだったらここまでしか出せませんよ、上限にいかなくても出せませんよってなってしまうということですね。
- ◆**棕田昇一委員長** 大塚次長。
- 大塚月子保健所次長兼保健医療課長** おっしゃるとおりです。はい。
- ◆**加藤茂樹委員** 分かりました。
- ◆**棕田昇一委員長** 寺坂委員。
- ◆**寺坂寛夫委員** 要は、仮に国県市で100万円ずつぐらいを、大ざっぱに言えば100万ずつですよ。全体事業費が700万ぐらい、600万~700万ぐらいの機器に対してお互いに3者が100万ずつ程度ということですかね。何か3分の1、3分の1、3分の1の補助というのが、要は国県市で負担しなさいという、全体の、何%ですかね、この辺を、半額ぐらいを、近くをとということでしょうか。何かははっきりしませんね、その辺の。それで、要綱というの、あるでしょう、補助金交付要綱とか。その辺が何か分かりにくいんですけどね。
- ◆**棕田昇一委員長** 暫時休憩します。ちょっと執行整理して、ちょっと時間かかっていいから整理してもう1回説明してください。

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

- ◆**棕田昇一委員長** では、再開いたします。竹内副所長。
- 竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** はい。すみません。前に担当していたものでちょっとお話をさせていただきます。この病院群輪番制の施設整備については、年度当初に各病院、圏域のほうから県のほうが要望を取りまとめます。それを国に上げます。その後、国から県のほうに予算配分があります。その予算配分を今度要望があった病院に県のほうが振り分けていきます。ですので、その中で、今回、生協病院さんと赤十字病院さんが挙げていますけども、総事業費に対して何割ではなくて、圏域で例えば何割とか、県が振り分けて、もう額を決めてきます。それで、その振り分けた額に対して、それは県と市のお金で振り分けてきます。県が3分の1、国が3分の1を、合わせた額を振り分けてきますので、残りの3分の1を市が加えて、今回、補助申請を上げています。ですので、例えば病院が要望してもゼロになることもありま

す。生協病院が例えば通っても日赤は通らないという場合もあります。ですので、総事業費から何割というわけではないと。県が決めてくると思ってもらったほうがいいかなと思います。

（ ） 国からもらえる。

○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 そうです。国からの配分額を全県で要望のあった病院に対して振り分けていくということです。それで、例えば、今まであった例の中で、振り分けた後に、額が例えば少ない場合があります。その場合には、機器購入で自己負担が多額になるもんですから、それはやめますというような病院も出てきたことがあります。その場合はその割り当ててもらっていた補助額を別の病院に振り分けて補助額がアップするという場合もありました。はい。以上です。よろしいでしょうか。

◆棕田昇一委員長 委員の皆さん、いいですか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 ちょっとしつこいようですが、重ねて言います。今の制度では、例えば補助金額の上限が1病院につき2,200万円もあるわけですよ。そしたら当然その範囲内で総事業が収まっているわけですからね、それに対する3分の1ずつというような制度にしておかないと、全く、中身を国と県がもう勝手に自分たちの予算でかき回すみたいなことになってると僕は思うんですよ。だから、僕、一般質問でこのたび言ったように、県との連携協約と言いながら、そこで対等という立場があるはずなんですから、受益者というか、病院とそれから県、国に対する立場ですよ、金は補助でもらうんですけど、対等の立場でいってるわけですから、制度に2,200万ってあるんだったら、それを、事業費を要望した時点での適用にしないと3分の1ずつしてくるのが当然だと僕は思いますよ、という私の意見です。

◆棕田昇一委員長 今のは、じゃあ、御意見で。そのほか、委員の方でありますか、この件に関して。よろしいですか。私から1点お願いですけど、先ほど副所長のほうで補足説明ありましたけど、最初の説明含めて、ちょっともう少し分かりやすい資料を、可能であればこの事例で、後日で結構ですから説明資料を頂ければ。それは今回の説明にとどまらず、今後の私たち委員の参考資料にもなりますんで、可能な範囲で結構ですからよろしくお願いします。そのほか、この議案についての質疑ございますか。金田委員。

◆金田靖典委員 はい。では、29ページの下段、この話ばかりしていますが、健康管理システムの管理事業費が828万3,000円計上されていますけども、このPHRで要するに健康情報を一元的に国が管理するという流れの中でなのだなと。しかもマイナポータルですからマイナンバーに関連づけての情報管理の一環なのかなと思うんですけども、そういうことでよろしいですか。

◆棕田昇一委員長 小野澤次長。

○小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課小野澤です。はい。委員さんおっしゃるとおり、マイナポータルということで、国の管理する、はい、情報となります。以上です。

◆棕田昇一委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 ここにね、事業の目的及び効果のところの1行目の後半のところ、検診結果の自治体中間サーバーへの登録機能っていうんですけども、この自治体の中間サーバーって

うのはどこが管理されるのでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 小野澤次長。

○**小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課小野澤です。まず、市の中間サーバーといいます情報連携の分のマイナンバーの情報を集めて、その分は各県に中間サーバーとして1か所ずつ中間サーバーを保有することになっていまして、県のほうで管理されます。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** じゃあ、県が管理なんですね。東日本、西日本という大きなくくりではなしに、県下の中で1本で中間サーバーとしてその情報を管理するというのでよろしいですかね。

◆**棕田昇一委員長** 小野澤次長。

○**小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課小野澤です。はい。おっしゃるとおり県に、1県に中間サーバー1つあるということで、はい、聞いております。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** じゃあ、マイナンバー関連づけなくていいですね。

◆**棕田昇一委員長** 小野澤次長。

○**小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長** はい。健康・子育て推進課小野澤です。はい。マイナンバーの関連で、そのマイナンバー関連の中間サーバーが県のほうにあって、そこからまた、その先はちょっと伺ってないんですけども、はい。一応県のほうで集約をされるということです。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** マイナンバーということは国が一元管理という形になる。それでPHRを動かすということになれば、それぞれの健康情報であるとか、かなり細かい検診データであるとかというのが外に流れ出る可能性があって、それを活用するための次のステップに動き出すという可能性も当然あるということでもいいわけですね。

◆**棕田昇一委員長** 小野澤次長。

○**小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長** はい。健康・子育て推進課小野澤です。はい。今のところの検診情報を、一応登録をして、今後、特定保健指導ですとか、今後の検診のほうに活用するというようになっておりますが、まだ民間の活用方法については、現在、国において協議中となっております。今予定しておるところによると、受診された本人が御自分の検診内容を確認することと、あと、自治体のほうが確認、転入転出に伴う本人さんの受診状況について確認できるというところで、今のところ、次の民間については現在協議中です。はい。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。僕のパソコンにもやたら体脂肪だとかね、それから膝は痛くありませんかというコマーシャルがいっぱい飛んでくるんですね。あれ多分、きっと年齢入れたりで、それから生活情報をネットで検索すると、そのデータがちゃんと裏側におられる方々がおられて、それに合わせた人物像を特定をしてその情報を流し込んできているんだろうな。若者向けのもの

のは一つも来ないんですよ、この年ですから。ということはそういう形でデータが一元化されて、要するに国管理ということになると、その次に、結局どうも国が何がやりたいかという、特定指導が糖尿病対策でかなりやったんだけど、それがなかなか効果が上がらなかった。それで、このたび、特にコロナの関係で、鳥取市もそうですけど、検診率がかなり厳しい状態になっているということの流れの中で、もっと民間のそういう健康関係のものをどんどん関わってほしいというふうな思いもあるのかなと思うんです、流れるにはですよ。だけど、さっきの福祉のところで話したんですけど、本人の意図しないところでそういう個人データが勝手に動いているというのは非常にこれは危機的な状態だろうなと思うんですね。それで、もう一遍外に出してしまうと、そういうデータというのは県の中だけで管理されていけばね、それなりに対応できるんですけども、そこから外に出してしまうというのは非常に危ない情報が、僕らの情報大して危なくないんですけども、国民全体の情報がそういう形でそういうところにシフトされてしまうというのには非常に、個人情報の保護の観点からいくとまずいんじゃないかなというふうに思いますので、これは意見として申し上げておきます。以上です。

◆**椋田昇一委員長** はい、そのほか委員の方ございますか。よろしいですね。では、以上で質疑を終了します。

討論はございますか。よろしいですか。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。2件申し上げました。児童虐待防止の問題、それから健康管理の問題、それぞれに非常に、内面にある個人情報という面では管理されているような、しかも、ある部分でいくと本人の了解のないところで列記されるような形になりますよね。特に虐待問題なんかでも、盛んに言われるのはリメイクされている、要するに虐待を受けた親御さんがまた再び虐待を起しているというのが、かなりケース的には濃厚になっているというふうなデータもあったりするものですから、そうすると、一遍そうやって要対協なんかで流れてたデータというのは、一生ずっと結局残ってしまうままで終わるんですね。だから、5年や10年でどうなるような話じゃないです。それで、かって児童相談所と一緒に仕事をしとったときにも、長い担当の先生方はやっぱり親御さんが相談に来ると、あ、た、そういや、中学校のときに相談に来てたよねって、要するに背面を知っていてね、その上で指導しているというのが非常にそれはやっぱり蓄積された経験として子供の指導に生かされていたというのは、僕らもいっぱい見てきているんですけども。それと、データ化されたものはそういう形で本当に生かされるのかどうかというのは非常にそういう面では冷たいものですからデータというのは。だから、その辺ではやっぱり慎重にあるべきだろうなということで、この健康管理システムの問題と、それから児童虐待防止のネットワーク化というのには慎重を期すべきだということで反対させていただきます。

◆**椋田昇一委員長** そのほか討論ございますか。では、以上で討論を終結します。

これより議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** はい。挙手多数と認め本案は原案のとおり可決されました。

では、ここで昼休憩とします。再開は午後1時ということによろしくお願いします。

（ ） もう少し時間空けてください。往復に時間かかるみたいで、駅南庁舎。

- ◆**椋田昇一委員長** そうか。何分ぐらいだったら可能ですかね。可能なように対応しますから言ってください。じゃあ、1時15分にしましょう。じゃあ、午後1時15分再開ということで。はい、では休憩します。

午後0時3分 休憩

午後1時13分 再開

**議案第154号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）**

- ◆**椋田昇一委員長** はい、少し早いようですが、午後を再開いたします。議案第154号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。説明は前回の委員会です。早急質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。よろしいですか。はい。では質疑なしと認め質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**椋田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第154号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆**椋田昇一委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

**議案第155号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）**

- ◆**椋田昇一委員長** それでは議案第155号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。これにつきましても、既に説明は終わっておりますので質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆**椋田昇一委員長** 質疑なしと認め質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**椋田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

それでは議案第155号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第161号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第12号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** それでは続いて追加提案分に入ります。議案第161号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部説明をお願いします。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼子ども家庭課長** はい。子ども家庭課の山下です。それでは議案第161号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第12号）所管に属する部分について、御説明をさせていただきます。お手元にお配りをしています令和3年度12月追加補正予算案事業別概要の9ページを御覧いただけますでしょうか。よろしいですか。それでは御説明をさせていただきます。項目は低所得者等への灯油等購入費助成事業費（児童扶養手当受給世帯分）ということになります。国内外での経済活動の再開を背景に、原油価格の高騰が続いてガソリンや灯油等の燃料価格も合わせて高騰しております。灯油価格等の高騰を受け低所得者世帯の生活費の影響緩和のため、暖房に係る灯油等の購入費の一部を助成するものでございます。対象といたしまして、児童扶養手当受給世帯1,581世帯、手当の全部支給停止世帯を除きます。また、生活保護受給世帯につきましては別途支給のため除きます。助成経費といたしまして灯油購入費等として1世帯一律5,000円の支給でございます。補正予算額としましては事務費31万7,000円を含みます822万2,000円、財源といたしまして事務費を除く費用の2分の1が県の原油価格高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金を充当いたします。395万2,000円の充当を計上いたしております。基準日といたしまして12月1日ということで、児童扶養手当情報を活用してプッシュ型で支給するために申請が不要でありますので、1月上旬に支給日を設けて支給させていただきたく予定といたしたいと考えております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、ご説明、すみません。失礼しました。竹内副所長。

○**竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** はい。保健総務課竹内です。続きまして事業別概要は10ページになります。公衆浴場確保対策補助金です。それから本日お配りしています保健委員会資料横長の分の5ページ目に資料をつけさせていただいておりますので、そちらの資料で説明をさせていただきます。

（ ） これですね。

○**竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** はい。そうです。はい。5ページ目になります。

◆**棕田昇一委員長** はい、じゃあ、説明してください。

○**竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** はい。昨今の原油価格の高騰が国民生活に深刻な影響を与えているわけですが、一般公衆浴場もこの原油価格の高騰によって経営を圧迫されている状況があります。事業の内容ですが、一般公衆浴場は燃料費が事業経費に占める割合が高いため、原油価格の高騰が経営に大きな影響を与えておまして、燃料費への助成をするものです。補助対象とする公衆浴場ですが、そこにあります宝温泉、木島温泉、元湯温泉、日乃丸温泉です。物価統制令によりまして入浴料金の統制を受けているため、原油価格高騰分

を入浴料金に転化することができない市内の4公衆浴場を対象にしております。補助率は10分の10で上限額を21万円としております。補助額の積算ですけれども、公衆浴場の年間の重油使用量を1万リットルとしております。これはこのたび県も同様の補助をやるんですけれども、県の補助事業と同等の量としました。単価につきましては、令和2年度1年間の重油価格、これ中国地方の重油価格の平均値と、令和3年、今年9月時点の重油価格、9月時点で80.9円ですけれども、平均値59.22円と比較しまして21.68円の差が出ておりますので、小数点以下切り捨てて単価を21円としまして、21円掛ける1万リットルで上限を21万円としております。補正予算額は21万円の4浴場ということで84万円としております。以上で説明を終わります。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。質疑に入る前に、ちょっと私1点気がついた。先ほどの資料ですけれども、ほかの部局はこの資料に追加提案分とかってというような印があって分かりやすかったんで、ちょっと健康こども部それがなかったんでちょっと分かりにくいところあったと思いますから、今後は配慮いただければ幸いです。

○**竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** はい。気をつけます。はい。ありがとうございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、それでは議案第161号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。説明いただいてすぐですすけえ、ちょっと一呼吸置いて。はい、じゃあ、浅野副委員長。

◆**浅野博文副委員長** はい。すみません。ここに積算の根拠で約1万リットル、1浴場って書いてあるんですけれども、これはふだん、ふだんというか、この4施設はどれぐらい、1か月どれぐらい使つとるとか。1年間。

（ ） これ1年間。

◆**浅野博文副委員長** そうか、そうか、1年間。実際はもうそれ以上使ってるということになるんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 竹内副所長。

○**竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** はい。保健総務課竹内です。この補助をするに当たりますて、ちょっとこの4浴場さんにちょっとお聞きしてみました。そうしますと1万リットルよりも倍ぐらい使つとられるところもありますし、1万リットル切れているところもあります。それからある浴場さんはもう源泉で賄えているため、ほとんど使っていないというようなところもございました。それで平均でいきますと4浴場でやはり9,000ちょっとぐらいということで、平均すると1万リットルぐらいということになっております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 浅野副委員長。

◆**浅野博文副委員長** はい。今言われた1万リットル切っているところもあるし、源泉使ってるんで使っていないところもあるんですけども、一律に、ちょっとその辺がちょっと理解できないんで、ちょっともう一度そこを分かりやすく教えてもらえますか。

◆**棕田昇一委員長** 竹内副所長。

○**竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** はい。保健総務課竹内です。はい。確かにたくさん使っているところと全く使っていないところ、それから1万リットルいかないところもあるんです

けども、取りあえず上限を設ける必要があるということで、これ県も同じ補助事業、ほかの市町村にやっているんですけども、それと同等に合わせたということもありますし、先ほど言いましたように、4浴場の平均でいくと1万リットルちょっと切れるぐらいということで、上限の基準といたしますか、ということで1万リットルとさせていただいたということで、確かに2万ぐらい使っているところについてはもう半分なんで足りないということもございしますが、そこは一応補助の基準ということで御了解いただけないかなというふうに思っております。

◆**棕田昇一委員長** 浅野副委員長。

◆**浅野博文副委員長** はい。ちょっと今、答弁もらったんですけども、これは重油が高騰してその経営の圧迫があるんで、それを助成するという事なんですけども、使っていないところに助成するというのが何かちょっと僕理解ができないんですが、ちょっと教えてもらえますか。

◆**棕田昇一委員長** 竹内副所長。

○**竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** 保健総務課竹内です。はい。御指摘にありました使っていないところについては補助はありません。申請していただきまして、去年の、昨年1年間の重油の使用量を出してもらいますので、その量に従って補助金、補助率の21円というのを掛けまして補助していこうと思っておりますので、使っていないところは補助はないことになります。はい。

◆**棕田昇一委員長** 浅野副委員長。

◆**浅野博文副委員長** はい。すみません。そうしましたら、一応補正予算では84万円計上するんですけども、実際はそれよりも少なくなるということになるんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 竹内副所長。

○**竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** 保健総務課竹内です。そうなると思います。はい。

◆**棕田昇一委員長** そのほか、委員の方で。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** この公衆浴場の4か所ですね、以前いつの補正だけありましたね、支援っちゅう、このコロナで。今ずっと6月議会だ何だ、ちょっと調べているけど。県がまた、油が上がってない時代で、それはコロナでお客が減ったとかそういう格好でしたかいね。その支援、何かありましたが。そういう支援事業ありましてね、補正で、この4か所に対しての。だけ、それとまた別個の考え方でいっていいということですかね、はい。その辺を。

◆**棕田昇一委員長** 竹内副所長。

○**竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** 保健総務課竹内です。これはもう燃料の高騰の対策なんで別だと考えていただきまして、そのほかに運営費の補助も行っていますので、それはまた年度末、また実績を見て運営費の補助、一応公衆浴場当たり50万円ですけども、それをまた補助は別でやろうというふうに考えております。これはもう別の対策ということで御理解いただければと思います。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。

◆**寺坂寛夫委員** はい。いいです。

◆**棕田昇一委員長** そのほか、委員の方ございますか。よろしいですかね。はい。では、以上で質疑を終了します。



討論はございますか。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第161号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

令和3年陳情第11号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情について（質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** 続いて陳情審査に入ります。令和3年陳情第11号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、前回12月9日の委員会において継続して審議することとなっております。それを踏まえて、今日委員の皆様から質疑、御意見等がありましたらいただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** 加藤です。この令和3年陳情第11号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情についてですが、前もって資料、鳥取市の資料、配られとる分を見ても、本市においては、改善は実質見直しが行われておりますし、改善もされてきておるとい状況でもあります。それで、国のほうも、まず、岸田総理が新しい資本主義実現会議を立ち上げて議論されておるわけでありまして、先月でしたっけ、これ。先月だったかな、閣議決定されて、内閣府のほうが発表されておりますコロナ克服・新時代のための経済対策で看護、介護、保育、幼児教育などに従事する全ての職員に対して公定価格の在り方を抜本的に見直すと言われております。それで結局、来年2月から、前倒しで全ての職員に対して収入の3%程度、月額9,000円引き上げること決定されておりますので、この陳情に対しては反対いたします。

◆**棕田昇一委員長** 今まだ質疑ですけど、私が、すみません。少しお伝え漏れがありました。先ほど加藤委員の御発言の中にありましたけど、本陳情について前回の委員会での議論を踏まえて執行部より参考資料を提供していただいております。それについての、質疑等も含めて、この陳情全体についての質疑があればというふうに思いますので、併せて御意見がありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。足立委員。

◆**足立考史委員** すみません。いただいた資料の配置基準の3歳、4歳20対1になっていますが、その上の文面に15対1に保育士配置した際にといい、以前も説明の中で3歳でしたか、15対1になったという御発言があったような記憶があるんですが、もう一度この配置の定数をお伝えください。

◆**金田靖典委員** 併せて。

◆**棕田昇一委員長** 関連してですか。

◆**金田靖典委員** もちろん。

◆**棕田昇一委員長** じゃあ、ちょっと最初に、じゃあ、金田委員どうぞ。

◆**金田靖典委員** はい。せっかくこの前参考になること出していただければということで、せつ

かく課長のほうからこうやって出してもらっているんで、まず、これの説明を受けたらどうかと思いますけど、併せてね。はい、よろしく。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員、それでよろしいですかね。

◆**足立考史委員** はい。

◆**棕田昇一委員長** はい、じゃあ、申し訳ありません。今、金田委員からありましたように、まず、資料についての説明をお願いします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** こども家庭課の山下です。それではお手元にお配りをさせていただいております福祉保健委員会提出参考資料ということで、御説明をさせていただきます。まず、現状ということで説明をさせていただきます。1つ目に保育士の配置基準につきましてですけれども、子ども・子育て支援新制度におきます国の配置基準におきまして、現在3歳児のほう改善がされておられます。米印にあります3歳児に係る改善というのは平成27年度から公定価格において3歳児配置改善基準が設けられて、20対1の配置基準を上回る15対1で保育士を配置した際に、その保育士に係る人件費も措置されることとなっております。実質見直しが行われているという状況であります。それで、こちらに各年齢区分ごとの保育士の配置基準と保育室等の面積基準のほうに記載をしております。こちらはあくまでも国の配置基準上の措置でありまして、それで、先ほど申し上げたのは20対1の配置基準を上回る15対1で保育士を配置した際には、その人件費も措置されるということで、実質的な見直しが行われているということの説明でございます。

はぐっていただきまして2番でございます。保育士の処遇改善につきましては、子ども・子育て支援新制度開始前であります平成26年度に比べまして、保育士につきましては処遇改善が行われたほか、技能・経験に応じた処遇改善加算というのもありまして、そういったことで改善が行われております。それでまた、先ほど加藤委員からお話もありましたように、閣議決定におきまして、令和3年度国の一次補正予算におきまして新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線にて働く保育士等の収入の引上げを行うため、令和4年2月から収入の3%程度、月額に換算して9,000円程度の措置がされるという見込みがあります。それで、参考までに保育士の処遇の状況ということで、令和元年度と平成26年度の賃金構造基本統計調査から抜粋したものを掲載させていただいております鳥取県と全国の保育士の年齢、月額給与額、年間賞与及びその他特別給与額ということで比較できる表を掲載させていただいております。

あと、本市の取組の状況ですけれども、1つ目に、今現在、取組と申しますか、これ現在の現状ですけれども、4、5歳児の保育士配置基準の改善や面積基準の改善といったことにつきまして、保育事業所等から特に現在要望はいただいているという状況です。2つ目です。保育士、保育教諭の処遇改善につきましては、従来から県と市で協力して定年例示の加配、6対1を4.5対1にする加配ですとか、障がい児加算等の補助事業も実施をしております。各園で加配も含めて処遇改善ができるような予算措置をしているという状況にあります。なお、保育士等の人材確保及び保育士の処遇改善を図るため、保育士等の給与が他の職種と比べて適切な水準となるよう、公定価格の大幅な引上げを行うことについての要望ということで、令和元年秋

季より継続して中国市長会へ重点要望として議案を提出して国へ要望をしているという状況でございます。以上、簡単ですけれども説明とさせていただきます。

◆**棕田昇一委員長** はい、前後してしまいましたけれども、説明いただきました。足立委員先ほどの御質問はもうよろしいでしょうか。はい。そのほかの質疑ございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** ちょっとせっかく御説明いただいたので、もう少し詳しく教えてください。2ページ目のところが、鳥取県が年齢34.9才、勤続年数9.7ということは、これ、間がね5年ぐらい空いているのかな。保育士資格を取ると20才じゃないですか。平均年齢が34.9と言うと、普通は勤続年数14年にならないといけんのだけでも、それをちょっと知りたいのと、それからもう1つ、月額給与の23万9,000円なんだけど、これ初任給は幾らか知っておられますか。2つ。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。こちらの資料のほうは賃金構造基本統計調査ですので、総務省のほうがそれぞれの事業所に無作為抽出で調査をかけられた資料の統計資料でございますので、申し訳ございませんがこの辺の分析につきましてはちょっと把握していないというのが現状でございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。平均勤続年数が全国平均で7.8になっているんですね。それで24万4,000円なんですけれども、せっかく出た資料ですんで、陳情の願意等というのをちょっと今、整合性ということであるですけれども、これ平均勤続7.8といたら、かつての措置費制度のときの給与の出し方が基準が平均勤続年数7年だったんですね。かなりやっぱり低いそもそもが。平均勤続年数7年という、要は在籍期間14年ということなんですね、なべていくとですよ。だから、そもそもが保育士の要するに在籍が14年ぐらいを見切って平均勤続年数7年で積算しているというのが当時の措置費の考え方でした。それで、それが結局今の措置制度から変わってのやり方になったけど、基本的に何も変わってない、構造的には。それから36才、34才で23万9,000円、24万円というのはやっぱりそれは他の業種から比べると明らかに低い、どう見ても。35、36と言えましょう中堅どころの、ぼつぼつ責任ある立場にある人たちが月額給与が23万、これからなんやかんや引かれると、結果的には手取りになると何ぼになるかと考えると、やっぱりこれはどう見たって実態を見ると低いんだなというのははっきりした表ではないかなということで、この表からの意見を述べさせていただきます。それから1ページ目、満4歳以上の30対1というのは何年からこれがずっと続いていますかね。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** こども家庭課の山下です。すみません。ちょっとそこは、今、把握しておりませんので、またお調べしてお答えさせていただいたらよろしいでしょうか。

◆**金田靖典委員** はい。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか、それで。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。記憶では児童福祉法ができてからずっとこの、たしか定数でなかったかなと思うんですね。それで、それいつかって、昭和26年、児童福祉法ができたときから、も

うたしかこの30対1のままでずっと来ているというふうに僕は記憶しているんです。ある程度改善をされながらも基本的にはベースはやっぱり児童福祉法の発足当時とほぼ変わらない考え方なのかなと。それから2歳以上の1人当たりの平米数1.98というと1坪に満たないというふうなのが面積基準ですから、この辺りもこの今の実態で、令和の時代迎えた実態の中で、これは本当に子供に伸び伸びとした環境を提供するような基準に、しかも最低基準ですからね、相変わらず、なのかなということでは、この資料を見ての感想でした。以上です。

◆**棕田昇一委員長** そのほか委員の方で質疑ございますか。先ほど申しあげましたけど、執行部の参考資料についてだけじゃなくて、陳情そのものについての質疑いかがでしょうか。では、質疑は終了します。

討論ございますか。加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** はい。加藤です。先走りしました、先ほど。改めてこの陳情に関しては抜本的な改善を求める意見書の提出を求めるということでありまして、国においては様々正しい資本主義実現会議で議論もされたり、それから先月閣議決定されたコロナ克服・新時代のための経済対策等々、既に取り組を始められておりますので、この改めて抜本的な改善を求める意見書の提出というのはもういいのではないかとということで、もう進められているんで反対いたします。

◆**棕田昇一委員長** そのほか討論ございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。じゃあ、賛成の立場でね。先ほど資料を出していただいた中にも、やっぱり公定価格の大幅な引き上げが中国市長会、こうしたところが重点要望と上げとるんだと、先ほど上げているからいいじゃないかと言っておられるけども、もう延々と上げているけど、なかなか実現しないのが実はこの公定価格の改善なんです。先ほど、出してもらって、いただいた資料の中でも申しあげたとおり、この願意に書いてあるとおり、やっぱり現場の先生方は、保育士の皆さんは相変わらず低い給与基準の中で大変な思いをしながら、また、子供さんの命を預かってやっておられるというのは、それはもう、願意の中にひしひしと感じとるわけですし、それから先般、議会報告会の中でも、やっぱり子供らを取り巻く環境としては一番大きかったのは、御存じのとおり保育士さんの処遇をしっかりと、しっかりと人を確保してほしいと。先生がいけないというのが現場の実態でないかということでね、ここの委員会のまとめとしてもそういう意見でまとめたのが皆さんの記憶の新しいところだと思うんです。そういう面で言えば、この願意はやはりきちっとこの委員会として上げるべきであり、それから前期のこの福祉委員会でも同じような中身で、やっぱり公定価格の改善を求める意見書に関して賛成しましたから、本会議では残念ながら否決という、意見書の提出に関しては否決になりましたけども、福祉委員会としての立場とすればそういう形で公定価格をやっぱりきちっとして保育の質を守る、それから先生方の生活やあれを守るという面でもやっぱり意見としては賛成として上げるべきだということで賛成といたします。

◆**棕田昇一委員長** そのほか討論ございますか。足立委員。

◆**足立考史委員** はい。反対の立場で討論します。まず、この文面について、私が不適切ではないかと思う文面が、9,000円が支給されるわけではなくというこの文言と、それから70年以上も放置されたとあります。これの捉え方として、文言として不適切ではないかと思うことです。

それから文面の中に貧しい保育士配置のここの文面の意味が不明瞭で、低賃金なのか、配置不足なのか、この貧しい保育士配置という意味合いがちょっと理解しがたいということです。それから、面積基準に対する指摘が不明瞭のような気がします。小学校の児童数のことは意見出されていますが、保育士の保育現場の面積基準を改善する理由として少し不足しとるのではないかというふうに思います。ただし、先ほどありましたように、公定価格というのは保育士の人数に関わってきますので、配置基準をしっかりと保育現場と併せて見直すべきだということは常に言って来ていますので、そのことは一言付け加えますけど、この今回の陳情に対しては反対の討論ということとさせていただきます。

◆**椋田昇一委員長** そのほか討論ございますか。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。私もこれには反対の立場でということで、非常に執行部の説明もございました。いろいろ前回から現状とか、取組状況もこのように明記されていますし、全国レベルで鳥取県の価格の問題というのはあるでしょうけど、いろんな面からしても改善といいますか、それは取り組まれているという内容を見ましても、それなりに取り組まれておるという考えでありますんで、また、9,000円の件も当然、閣議決定されて2月には3%、9,000円というのが出るということもございますし、いろんな面からここにも載っておりませんが、保育士の正規雇用や非正規もありますけど、その辺も全般的に鳥取市は取り組みされているという、改善に向けて、取り組みされていますんでその辺を見ながら私は現状ではこれは反対ということていきたいと思えます。

◆**椋田昇一委員長** そのほか、討論ございますか。浅野副委員長。

◆**浅野博文副委員長** はい。反対の立場ですけども、こういう保育士の処遇改善と、あと、現場のそういった要望等、当然要望をしっかりと答えていかないといけないということもあるんですけど、この陳情に関しては文面も含めて、数値的なものも含めてちょっと正確性がないので、この陳情に関しては、ちょっと文面的にはちょっと難しいんじゃないかなと思えますので反対です。以上です。

◆**椋田昇一委員長** そのほか討論ございますか。上田委員。

◆**上田孝春委員** みんながそれぞれ意見。保育士の処遇改善ということは、僕はこれから先も必要だというふうに思っています。なぜかと言ったら、それの中には正職もあれば、それから臨時や任期という、そういった処遇がばらばらの待遇の改善をこれから先はしていかなければいけないように、大事な子供たちを保育する中ではやっぱりそういった処遇をきちっと改善をして、それで子供たちにしっかりと寄り添って保育をしていただくということは、これは極めて大事なことでというふうに思いますが、この陳情のこの中身の中にいろんな数字が書いてあります。こういった関係を、文面審査ですからね、こういったことはちょっとどうかなという思いがしております。ですから、陳情に対しては反対という立場です。だけれども、さっき言ったように、職員の処遇改善は、これから先はしていかなければいけないというふうな思いがしております。以上です。

◆**椋田昇一委員長** そのほか討論ございますか。魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** 私も反対の立場で討論させていただきます。寺坂委員が言われたように、政府

も閣議決定して、これから進めていこうという矢先でありますので、それに輪をかけて陳情を採択するというのは少し方向が違うなと思っていますので反対します。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。はい、では皆さん御発言がありましたので以上で討論を終結します。

これより令和3年陳情第11号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。本陳情に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手少数です。よって本陳情は不採択とすることに決定しました。

それでは不採択理由の確認をしたいと思います。委員の皆様のお意見、反対をされた方、要約したようなことと言うと、どういうことなのかということも含めて、御意見がありましたらお願いしたいと思います。加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** 案として、抜本的な改善に関しては既に取組を国が始められているからみたいな感じで、何かしら、いかがでしょう。

◆**棕田昇一委員長** そのほかありますか。大体そういう感じですか。じゃあ、ちょっと整理したいと思いますのでちょっと休憩しますね。

午後1時54分 休憩

午後1時55分 再開

◆**棕田昇一委員長** はい、それでは御意見いただきました。不採択ということですが、不採択意見を聞いておきまして、保育士の処遇改善は必要だけれど、その取組は既に始まっているからというような趣旨のことだったと思います。ただ、一語一句しっかりちょっと整理をして確認をする必要があると思いますのでちょっともう1回休憩を入れて、その後確認をしたいと思いますので、ちょっとしばらくお待ちください。休憩にします。

午後1時57分 休憩

午後2時5分 再開

◆**棕田昇一委員長** はい、では、再開いたします。先ほどまで議論のありました不採択の理由を確認したいと思います。次のようなことでよろしいでしょうか。保育士の処遇改善は必要だが、既にその取組は始まっているものとするためということではよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** はい、では、そういうことで陳情審査は終了といたします。

#### 「体験的学習活動等休業日」の導入について

◆**棕田昇一委員長** 続きましてその他の報告に入ります。「体験的学習活動等休業日」の導入につ

いて、執行部説明をお願いいたします。橋本部長。

○橋本浩之健康こども部長 すみません。お詫びと訂正をお願いしたいと思います。冒頭の私の挨拶の中で、この体験的学習活動等休業日の導入について、公立の保育園とっておりまして、公立の幼稚園が含まれるということでもありますので、その修正をお願いさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。それから午前中は、これ12月の9日の文教経済委員会のほうで学校教育課のほうで説明した内容でございます、午前中は学校教育課の課長のほうが同席をしておりますけれども、午後、所用がありまして欠席としておりますので、こども家庭課のほうで説明をさせていただきますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

◆椋田昇一委員長 はい。じゃあ、山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。それではこども家庭課の山下です。お手元にお配りをさせていただいております福祉保健委員会資料、体験的学習活動等休業日の導入についてということで御説明をさせていただきます。今橋本部長がお話させていただきましたように、午前中、学校教育課のほうで同席いただいて説明をしていただく予定でしたけれども、午後から所用がありましたので私のほうが代わりということで説明をさせていただきます。

資料のほうの1番ですね、体験的学習活動等休業日ということで、家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日ということで、学校教育法施行令に基づいた休業日の導入ということになります。2つ目の趣旨・目的ということで、地域における保護者の有給休暇の取得促進することと合わせて、長期休業日の一部を学期中の授業日に移すこと等により学校休業日を分散化することで、児童生徒等と保護者等が共に体験的な学習活動等に参加すること等を通じて、児童生徒等の心身の健全な発達を一層促進する環境を醸成することを期待するものというものでございます。

それで、具体的には4月末からのゴールデンウィークと11月の文化の日を挟む連休の中日を閉庁として休業日とすることで連続した休日を設定して、家庭及び地域における体験的な学習活動の機会を作り出すというものでございます。子供が休みになれば親も動きやすくなる、社会全体での年休取得の促進にもつながる、地域や様々な社会教育団体、企業等が体験的活動等につながるイベントが組みやすくなるなどの効果が期待できるということでございます。それで、ちなみにこの福祉保健委員会で説明させていただくのは、先ほど部長申し上げましたとおり、公立の幼稚園がこの制度の対象になりまして、こども家庭課のほうで運営のほうは所管いたしておりますので御報告をさせていただくものでございます。ちなみに鳥取市の公立幼稚園は河原のあゆっこ園と福部未来学園の幼稚園と鹿野のこじか園の3つであります。それで、実際にこの休業日というのは鳥取市の場合は各中学校区単位で休業日を設定しておりますので、河原ですと河原中学校、福部ですと福部未来学園、こじか園ですと鹿野中学校との合わせた休業日の設定になっておりますので、これが導入されれば同じように幼稚園のほうも導入をしていくということになるかと思います。はい。

それで、実際の運用のほうですけども、そうは言っても幼稚園で保育にかけた、幼稚園籍ではありますけども、保育認定を受けている人という方もいらっしゃる、保育をしていただきたいという方もいらっしゃる、そういった方につきましては預かり保育という形で福

部でしたら福部保育園ですし、河原、こじかは幼保園ですので、同じ園のほうで預かり保育をさせていただくということで考えておるところでございます。

ページをはぐっていただきまして、4の現状及び今後の予定ということですが、本日の福祉保健委員会での説明後は12月下旬に、こちらは教育委員会のほうの管理規則になりますので規則の改正をしていただいて、1月以降に保護者、関係機関等への周知のほうを図って、2月上旬に市報やホームページでの広報を使って市民のほうに周知をしていくというような流れになっているということでございます。はい。以上で説明終了いたします。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。委員の皆様から質疑、あるいは御意見等ございますか。加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** はい。加藤です。ちょっと1点教えてください。これね、児童生徒は休業日で教職員は結局もう、休みじゃないけど、年休等を使って休みなさいっていうことになっちゃうわけですね。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。すみません。その部分は教育委員会の所管になりますけども、お聞きしているのは有給休暇の取得促進というふうにお伺いしております。

◆**棕田昇一委員長** そのほかありますか。魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** はい。共働きの保護者とかは学校の授業日は通常の勤務で出られてするんですけど、代わって例えば教職員みたいな年休等というので取れない場合は子供だけ家庭に放置するというわけになりませんのでね、ベビーシッターとか、特別に雇って来てもらっているのを知ったことがあるんですよ。そしたらこれを指定するとまたそういう出費というだけ、その費用が、そりゃ稼いでいるからいいんじゃないのという話になるんだけど、そういう費用が生じてくるんじゃないかなと思ひまして、取りやすい職場環境も併せて、これ進めていかないと難しいのかなという。難しいというか、するのはできると思ひますよ。ただ、そっこのほうの手当も考えんと、スムーズなというか、喜ばれるような制度にはならんのかなと思ひます。

◆**棕田昇一委員長** ええですか。はい。ちょっと私も1点、質問じゃないですけどね。新聞で読んだようなちょっと不確かな記憶ですけど、この休みになる日をね、先ほど幼稚園の場合は預かり保育で対応ということの説明ありましたけど、もう1つは何か新聞で読んだ範囲で、放課後児童クラブでも受入れみたいなのが合ったような気がして、その辺りのことを聞いておられませんか。というのが、さっきの魚崎委員の話とも関連することでもありますけど、休む人がおれば、一方それを受け入れるために働かないけん人がおるって、児童クラブの場合は、それはもともと平日っていうことはあるにしても、今度は朝からってようなことがね、というように負担かける面もあるんでね。よしあしというよりも今日は、それこそ今の内容は教育委員会の所管の分かもしれませんが、分かっている範囲というか、御存じの範囲でちょっとその辺り教えていただければと思ひますけど、いかがでしょう。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** こども家庭課の山下です。放課後児童クラブにつきましては開所するというところで伺っております。はい。以上でございます。それと先ほどの魚崎委員さんのお話でありました休みやすい環境づくりという点につきましては、商工団体にも休みやす



い、休みを取りやすい環境づくりをしていただくということで働きかけをさせていただくというふうには聞いております。はい。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** そのほか、金田委員。

◆**金田靖典委員** 例年とすれば4年度、来年度からということになる、もうこれ実行するとずっと今後継続的に行うっていいのかっていうことと、それから小学校の場合には長期休暇の日程調整で全体的な授業日数は確保するっていうふうな、たしか形になるんだろうと思うんですけども、幼稚園の場合には最低限そういうふうな、学校みたいな時間数設定みたいなものはあるのかどうかということと、それからある場合であれば、そうやって長期休暇の調整で同じように対応されるのかっていうのを教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。幼稚園も教育時間というのは、はい、ありますけども、はい。そこは年間の休業日数で調整を図っていくということになるかと思います。それで、小学校、中学校、これが今後も継続していくのかという点につきましては所管が教育委員会になりますので、私のほうではお答えはできないのかなというふうに思っております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか、金田委員。

◆**金田靖典委員** 毎年あるんですか、これ。

◆**棕田昇一委員長** もう1回そこを、何か分かる範囲で、ええですか。

◆**金田靖典委員** 独り言です。

◆**棕田昇一委員長** はい。じゃあ、上田委員。

◆**上田孝春委員** はい。こういった取組は、他の自治体はどうなのか。それから全国的にこういった取組の方向というか、こういった形の傾向はあるのかどうか、その辺の状況をちょっとお願いします。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** こども家庭課の山下です。すみません。それに関しましてもちょっと所管が教育委員会のほうになりますので、ちょっとそこまでは把握はしていない状況でございます。

◆**棕田昇一委員長** 寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** これはちょっとあれかも分らんですけど、極端に言えば、6日を休みにすれば、2日は出て3連休、1日出て、6日休めば6連休ですね。そのほうがかえって2日より6日を休みにしたほうが、何かね、途中で休み、出校日で出たりして、本当はそのほうが本当はいいかなと思ったりするけど、これは考え方ですから、特段そこを参考にしてというわけじゃないけど、今度は休みで10連休っていいこといいでしょうけど、大変でしょうから。

◆**棕田昇一委員長** 御意見ということで、教育委員会のほうに出た意見というかね、伝えてやってください。

◆**寺坂寛夫委員** うん、意見で。どうしようもないですけど、そういう例えばね、例えば、例で、はい。

◆**棕田昇一委員長** そのほかありますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** はい。では、以上にしたいというふうに思います。これで福祉保健委員会を終了します。どうもお疲れさまでした。

午後2時19分 閉会

# 令和3年12月定例会 福祉保健委員会

(議案審査、陳情審査、その他の報告)

日時：令和3年12月17日(金)

午前10:00～

場所：本庁舎7階 第1委員会室

## 市立病院 (10:00～)

### 1 議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第152号 令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算(第2号)

### 2 その他の報告

- ・今後の診療体制について

## 福祉部 (市立病院終了後)

### 1 議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第143号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第11号)【所管に属する部分】
- ・議案第145号 令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第146号 令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第3号)
- ・議案第149号 令和3年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第153号 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- ・議案第156号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

### 2 追加議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第161号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第12号)【所管に属する部分】

## **健康こども部** (福祉部終了後)

### **1 議案【質疑・討論・採決】**

- ・ 議案第 143 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 11 号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第 154 号 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第 155 号 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### **2 追加議案【説明・質疑・討論・採決】**

- ・ 議案第 161 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 12 号)【所管に属する部分】

### **3 請願・陳情【質疑・討論・採決】**

#### ＜陳情（新規）＞

- ・ 令和 3 年陳情第 11 号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情

### **4 その他の報告**

- ・ 「体験的学習活動等休業日」の導入について